

審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	松阪市災害弔慰金等支給審査委員会
2. 開 催 日 時	令和7年3月6日(木) 午後1時30分~午後2時40分
3. 開 催 場 所	松阪市役所 5階特別会議室
4. 出席者氏名	(委 員)◎ 富田良弘、○近田雄一、矢津卓宏、齋藤真一、飯田真也、大橋 翼 ※◎委員長、○副委員長 (事務局) 谷中靖彦、池田博紀、田中拓也
5. 公開及び非公開	公 開
6. 傍 聴 者 数	なし
7. 担 当	松阪市健康福祉部健康福祉総務課 TEL 0598-53-4089 FAX 0598-26-9113 e-mail ken.div@city.matsusaka.mie.jp

協議事項

1. 委嘱状交付、市長挨拶
2. 委員紹介
3. 委員長・副委員長の選出
4. 災害弔慰金・災害障害見舞金について
5. 災害関連死に係る災害弔慰金・災害障害見舞金支給の流れ
6. 松阪市災害関連死認定基準(案)について
7. その他

令和6年度松阪市災害弔慰金等支給審査委員会

日時：令和7年3月6日(木)13時30分～14時40分

場所：松阪市役所 5階特別会議室

【開会】

事務局：皆様、定刻となりましたので、ただいまより「松阪市災害弔慰金等支給審査委員会」を開催させていただきます。

このたび、関係者の皆様の協力により松阪市災害弔慰金等支給審査委員会を、開催する運びとなりました。事項にもとづき進めさせていただきます。

【事項1 委任状交付、市長挨拶】

事務局：事項1 委嘱状の交付に入らせていただきます。

竹上市長より委嘱状を交付します。順にお名前を呼ばさせていただきますので、呼ばれた方はその場でご起立いただき、市長から交付されたのち、ご着席ください。

(市長挨拶)

市長：災害関連死は、東日本大震災より取り上げられました。認定基準ができていなかったのところも、あります。その辺りは課題と思っています。

平成26年のデータになりますが、三重県では、南海トラフが過去最大クラスの発生した場合、避難者32,000人、死者1,100人、停電89%、水道断水が100%という被害データがあります。

災害関連死の対応は、すごく重要であります。断水となると歯みがきできない状況でもあり、誤嚥性肺炎の発症が高くなる、科学的に照明されております。そのような中災害関連死の対応は避けて通れないと考えております。

本日は、有識者の皆さまに集まっていただき、今回、委員会を発足することとなりました。ご議論をお願いいたします。いずれ災害は来ます、その時に必ず使う基準ですので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上ご挨拶とさせていただきます。

事務局：ありがとうございました。市長は他の公務があるため、ここで退席をさせていただきます。

(配布資料の確認)

事務局：今回の審査委員会につきましては、「松阪市情報公開条例」第8条の規定に基づき、公開審議でありますので、議事録は松阪市のホームページ上で公開することになっています。

このことから、議事録作成のため、録音を行いますので、ご了承のほどよろしくお願い致します。

次に、資料のご確認をお願いします。

本日の事項書が1枚と資料1から5までを配付させていただきました。

資料1から5の内容は、

資料1 委員名簿

資料2 災害弔慰金・災害障害見舞金について

資料3 災害関連死に係る災害弔慰金・災害障害見舞金支給の流れ

資料4 松阪市災害関連死認定基準（案）

資料5 松阪市災害弔慰金の支給等に関する条例・施行規則

その他の資料といたしましては、別冊ファイルに綴ってあります「災害関連死事例集」となっております。

この「災害関連死事例集」ですが、令和3年4月に内閣府防災担当が被災都道府県や市町村の協力を得て取りまとめて作成した事例集を、令和5年5月に事例等を追加した増補版でございます。

また、資料を綴っていただくため、ファイルもご用意させていただきましたので、ご活用いただければと思います。資料は以上となりますが、不足の資料がありましたら、お申し出いただきますようお願いいたします。

(会議成立の報告)

事務局：本日、委員6名のうち出席委員6名（全員出席）であり、「松阪市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則」第19条第2項の規定に基づき、本委員会が成立していることをご報告申し上げます。

【事項2 委員紹介】

事務局：事項の2委員紹介 として、皆様より、挨拶を頂戴したいと思います。

※出席委員と、事務局である健康福祉総務課職員を紹介した。

【事項3 委員長・副委員長の選出】

事務局：事項3の「委員長、副委員長の選出」について事務局から説明させていただきます。

資料5の「松阪市市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則」をご覧ください。

第17条から本委員会のことが定められており、第18条に、「審査会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。」との規定があるため、委員の皆様の中から、委員長及び副委員長1人をそれぞれ選出していただくこととなります。

まずは、委員長をお決めいただきたいと存じますが、いかがいたしましょうか？

委員：「事務局一任」

事務局：「事務局一任」との声がございましたので、誠に僭越ではございますが、事務局からの提案ということでご了解願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員：「異議なし」

事務局：「異議なし」とのお声をいただきましたので、事務局から提案させていただきます。

委員長には、松阪地区医師会の副会長、防災担当理事としてご尽力いただいております富田委員にお願いしたいと思います。副会長には、行政分野として、松阪市 副市長の近田委員にお願いしたいと思います。

委員の皆様、いかがでしょうか。

委員：(異議なし)

事務局：それでは、富田委員に委員長を、近田委員に副委員長をお願いしたいと思います。

【事項4 災害弔慰金・災害障害見舞金について】

委員長：事項4「災害弔慰金・災害障害見舞金について」を事務局から説明をお願いします。

事務局：※事務局からの資料に基づき説明

委員長：事務局から説明がありました。ご質問やご意見等は、ございませんか？

無いようですので、次の事項に移ります。

【事項5 災害関連死に係る災害弔慰金・災害障害見舞金支給の流れ】

委員長：事項5災害関連死に係る災害弔慰金・災害障害見舞金支給の流れについて事務局から説明をお願いします。

事務局：※事務局からの説明（資料3）～

委員長：ただいまの事務局からの説明の中で、当委員会の公開・非公開の取り決めの説明もありました。事務局からの説明のとおり、今後、個別事案の調査審議を行う場合は、当委員会は非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員長：意見が無いようなので、今後、個別事案の調査・審議を行う場合は当委員会を非公開とさせていただきます。

【事項6 松阪市災害関連死認定基準（案）について】

委員長：事項6の「松阪市災害関連死認定基準（案）について」ご協議いただきます。

事務局から説明をお願いします。

事務局：※事務局からの説明（資料4）～

委員長：ただいま、事務局からの松阪市災害関連死認定基準（案）の提案説明がありましたが、何かご意見のある方はいますか。

委員：（3）疾病の発症時期等との関連性についてですが、具体的に言いますと、災害で肺炎になり、入院し、一旦退院をした。退院されたあとにまた肺炎を再発された場合は、因果関係はないと想定されてしまうのか。あるいは、例えば肺炎ではなくて、今度は避難所に戻られて、避難所でお亡くなりになるとこれは、災害関連死となるの？少しわかりにくいところがあり、この内容では曖昧と感じてしまうのですが、それはいかがでしょうか。同じ病気であった場合と、違う病気であった場合と違いはあるかと思うのですが

委員長：避難所生活が長引いて、そこで発症された場合ということですよ。

事務局：環境の変化が無ければということかと思われま。避難所の生活で悪くなったところなどが確認になるかと思われま。

委員：環境自体が悪くなってなくても、体の調子が本調子ではない。そこでまた違う病気になってしまう。

事務局：一度病気になって、治って、戻るところが無いから、また避難所に戻ると、その避難所の環境もあると思います。劣悪な状況であったところで、違う病気になったとのことであれば、災害関連死であると思われま。松阪市は避難所の運営、環境を良くするところも務めていかなければならないと考えております。環境によって変わってくると思われま。

委員：この文章だけでは、そのとおりとなってしまうのではないということで、確認しました。

委員長：おそらくこの委員会ではそういうところを審査することです。この文章だけでは、避難所生活で悪化したのを、どこまで、災害関連死というか非常に難しいかと、長引いた避難所生活で、一旦入院して退院してもう一回入院して、家に戻れたらいいですが、避難所に戻ってそこで悪化して、また、感染症にかかったという場合にどう判断をするのか。どこまで委員会がカバーするのか、問題になってくる。おそらく切れないと思われま。これは、個別案件になるのでしょうか？

委員：そうですね。支給が認められないとなると、遺族の方が裁判をおこしたりとか、裁判所に判断をおおぐ流れになります。

委員：推定されると記載もありますが、関連は無いと妥当であるとなってしまうと、いけないと思ひ確認させていただきます。

委員長：おそらくこのようなグレーゾーンのところがあると思われま。

委員長：災害弔慰金には、災害障害見舞金もあります。この基準は死亡ばかり出てきます。資料2の1ページを見ても自然災害による重度の障害にも、両目失明やひじ関節以上切断は、これは皆様、該当とわかると思いますが、例えば要療治や、介護とか、災害関連による脳出血や脳梗塞などはどのようにするか。これは、題名に災害関連死とありますが、災害障害見舞金の審査はいかがでしょうか。

事務局：松阪市災害関連死認定基準の最後のページの5の準用に、この基準は、災害障害見舞金の支給に関する認定する場合について準用するとさせていただいておりますので、災害障害見舞金についても審査いただくことになります。

委員長：なぜかという、市民の方がタイトルだけを見ると災害関連死だけしか審査しないと思ってしまうのではないかと、災害障害見舞金がわからないのではないかと懸念したため、質問させていただきました。障害となられ方も受けますと周知してもらえればと思ひま。

委員長：自殺も認められる場合もありますでしょうか

委員：あると思われま。

事務局：災害関連であるか資料を集めさせていただきます、審査委員会で審査から意見の結果から、災害弔慰金の支給の決定になります。

委員長：それでは、松阪市災害関連死認定基準について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いいたします。

※挙手全員

委員長：ありがとうございました。ご意見やご確認をいただきましたが、事務局からの提案とおりで、松阪市災害関連死認定基準とさせていただきます。

委員長：事項7その他について、事務局お願いいたします。

事務局：来年度の松阪市災害弔慰金等支給審査委員会の開催についてです。

次回の審査委員会は、実際の審査委員会の運営や、窓口対応などのマニュアルについてご協議いただきたいと考えております。準備等が整いましたら、皆様と調整させていただき開催したいと思っております。開催日につきましても、皆さまご協力をお願いいたします。

委員長：日程調整はどのように行いますか？

マラソンなどの委員もさせていただいております。委員には他の医師や看護師がみえており、皆さまお忙しいため、市の担当の方が、日程調整にご苦労されております。

委員の皆様が反対がなければ、LINE等のツールを使って調整させていただければ、楽ではないかと思っております。全員の結論が必要と思ひ、本日決定することではありませんが、ご検討いただきたいと思います。

事務局：ありがとうございます。事務局から皆さまにご確認させていただき対応等の検討をしていきたいと思ひます。協議資料についても早い段階で皆さまに配付させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員：これで審査会は立ち上がった形になりました。例えばですが、大船渡の火事があり、そこで市民が被害を受けたその方に対する弔慰金を支給するかどうか。資料をみると大船渡で支給ではなく、住所のあるところとなっております。場合によっては申請が提出されるということでもよろしいでしょうか。他で災害が起こった場合、私たち委員としても、審査会を急遽開催しなければならないということでもよろしいでしょうか？

事務局：委員のおっしゃる通りであります。

松阪市市民が他県等で災害に遭われ、災害関連死の判断が必要となった場合は、皆さまにご参集いただき審査をしていただくこととなります。

委員長：早急に集まる場合もあり、何らかの形で連絡できるようにしておくことが必要とも思ひます。

他よろしいでしょうか

これで、議事を終了いたします。円滑な議事進行にご協力いただきありがとうございました。

事務局：委員長ありがとうございました。

これで、本日の事項（審議）は全て終了いたしました。

以上を持ちまして、松阪市災害弔慰金等支給審査委員会を終了いたします